

様式第二十三(第五十八条第五項関係)

形質変更時要届出区域台帳

横浜市

整理番号	整-29-25	指定年月日・指定番号	平成30年3月23日・指-146 平成30年8月15日(追加) 平成30年10月5日(補正)	所在地	西区岡野二丁目10番の5、10番の6、10番の7、10番の8、10番の9、10番の17の各一部
調製・訂正年月日	平成31年2月18日調製(新規指定、追加指定、形質変更届出①及び区域外搬出届出)、令和元年9月2日訂正(形質変更届出②及び区域外搬出届出、形質変更届出③、一部解除(中間完了報告①(形質変更①))、一部解除(中間完了報告②(形質変更①及び②))、形質変更届出④、指定の補正(区域の追加)、一部解除(中間完了報告③(形質変更②))、認定調査相当の調査、基準適合認定の申請、形質変更届出⑤)、令和4年1月27日訂正(完了報告(形質変更②及び③)、完了報告(形質変更④及び⑤))				
形質変更時要届出区域の概況	事業所跡地	面積	357.8 457.8 1283.9 3246.9—平方メートル		
法第14条第3項の規定に基づき指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨		土地所有者の意向により、法第14条第3項の規定に基づき指定した。(平成30年8月15日追加指定)			
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった土壤汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び特定有害物質の種類					
土壤汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壤汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨及び当該省略の理由					
汚染の除去等の措置が講じられた形質変更時要届出区域にあつては、その旨及び当該汚染の除去等の措置		形質変更時要届出区域における土壤汚染の除去等の措置が行われたため、区域指定が解除された。 ・掘削除去による指定解除(平成30年9月14日) ・掘削除去による指定解除(平成30年10月15日) ・掘削除去による指定解除(平成30年10月25日)			
第58条第5項第10号から第13号までに該当する区域にあつては、その旨					
形質変更時要届出区域内の土壤の汚染状態	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類	適合しない基準項目		指定調査機関の名称
	平成30年2月5日	シアン化合物	含有量基準・ <del>溶出量基準</del> ・第二溶出量基準		マックスエンジニアリング株式会社
		鉛及びその化合物	<del>含有量基準</del> ・ <del>溶出量基準</del> ・第二溶出量基準		
		ふっ素及びその化合物	含有量基準・ <del>溶出量基準</del> ・第二溶出量基準		
	平成30年4月3日	ほう素及びその化合物	含有量基準・ <del>溶出量基準</del> ・第二溶出量基準		マックスエンジニアリング株式会社
		鉛及びその化合物	含有量基準・ <del>溶出量基準</del> ・第二溶出量基準		
平成30年9月14日	カドミウム及びその化合物	含有量基準・ <del>溶出量基準</del> ・第二溶出量基準		マックスエンジニアリング株式会社	

(裏面あり)

土地の形質の変更の実施状況	届出(着手)時期		完了時期	土地の形質の変更の種類	実施者	土壌搬出	汚染土壌の処理方法
	①	平成30年4月5日 (平成30年5月16日)	平成30年9月12日	既存建物の土間基礎解体・土壌の掘削・埋戻し	野村不動産株式会社	有・無	浄化等処理(抽出-洗浄) 浄化等処理(不溶化) 分別等処理
	②	平成30年7月2日 (平成30年7月16日)	平成30年10月2日	既存建物のピット解体・シートパイルの打設・土壌の掘削・埋戻し・ボーリング	野村不動産株式会社	有・無	浄化等処理(抽出-洗浄) 浄化等処理(不溶化) 分別等処理
	③	平成30年7月31日 (平成30年8月14日)	平成30年8月30日	既存建物のピット解体・シートパイルの打設・土壌の掘削・埋戻し	野村不動産株式会社	有・無	
	④	平成30年8月30日 (平成30年9月13日)	令和2年1月20日	共同住宅新築工事	野村不動産株式会社	有・無	認定調査相当の調査を実施
	⑤	平成31年4月16日 (令和元年5月1日)	令和2年1月20日	共同住宅新築工事	野村不動産株式会社	有・無	

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 「形質変更時要届出区域内の土壌の汚染状態」については、土壌その他の試料の採取を行った日、当該試料の測定の結果等を記載した書類を添付すること。